

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項区分の欄中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（一）」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（一）」に、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法」に改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、四五〇円」を「四、八九〇円」に、「八、七二〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「四、二四〇円」を「四、二六〇円」に、「八、七四〇円」を「八、七三〇円」に、「一五、七八〇円」を「一六、七五〇円」に、「二三、三三〇円」を「二三、〇一〇円」に改める。